

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

令和 8 年 1 0 月 9 日

こども未来局児童家庭課

公 告 日	令和 8 年 9 月 2 8 日付け公告
件名及び数量	(特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借 一式
質問事項 ①価格変動・数量変更について 半導体その他主要部材の著しい価格高騰、メーカーによる出荷価格改定、為替変動、物流費高騰等、受注者の責めに帰すことができない事情により、契約締結後に契約金額の維持が著しく困難となった場合、合理的な資料を提出したうえで、契約金額、仕様内容、リース期間、保守範囲または納入数量の変更について協議を申し入れることは可能でしょうか。また、予算上、契約金額の増額が困難な場合には、契約金額を維持したまま、納入数量の減少、対象機器・付属品の一部変更、保守内容の見直し等により調整することは可能でしょうか。 ②納期遅延・分納・数量調整について 半導体その他主要部材の供給不足、メーカーの出荷遅延、物流遅延、生産終了、型番変更その他受注者の責めに帰すことができない事情により、仕様書記載の納入期限までに全数量を納入することが困難となった場合、速やかな通知および合理的資料の提出を前提として、納期変更、分納、段階的納入、納入数量の一部変更、または代替品納入等について協議することは可能でしょうか。 ③代替品・後継機種について メーカー都合による供給遅延、生産終了、型番変更、仕様変更、部材変更等が生じた場合、仕様書記載の性能要件を満たす同等品、後継機種または代替構成品を、発注者の承認を得たうえで納入することは可能でしょうか。 また、代替品の採用により、当初仕様と一部相違が生じる場合であっても、発注者の使用目的および必要性能を満たす場合には、仕様変更として協議することは可能でしょうか。	

質問事項

④メーカー・サプライヤー側のキャンセル、供給停止等について

メーカー、販売代理店、サプライヤーその他調達先の事情により、受注者が発注済みまたは発注予定の製品について、受注取消し、出荷停止、供給停止、出荷数量の削減、納期未定化、長期出荷遅延、生産終了、またはメーカー都合による発注キャンセル等が発生した場合、受注者の責めに帰すことができない事由として、納期変更、分納、代替品納入、仕様変更、数量変更または契約条件の変更について協議を申し入れることは可能でしょうか。

⑤契約不履行責任・違約金等について

上記のような半導体その他主要部材の供給不足、メーカー・サプライヤー側の出荷停止、供給停止、受注取消し、メーカー都合による発注キャンセル等、受注者の責めに帰すことができない事情により、当初契約どおりの納入が困難となった場合、受注者が速やかに通知し、代替品提案、分納提案、数量調整その他合理的な対応を行うことを前提として、納期遅延に伴う違約金、損害賠償、指名停止その他の不利益措置の対象外とすることについて協議は可能でしょうか。

⑥契約解除・一部解除について

メーカー・サプライヤー側の受注取消し、供給停止、生産終了、長期納期未定化その他受注者の責めに帰すことができない事情により、代替品の調達、分納、数量変更、仕様変更等を検討してもなお契約の全部または一部の履行が困難となった場合、契約の全部または一部解除、納入対象の一部除外、または未納入部分に関する契約条件の見直しについて協議することは可能でしょうか。

⑦【ハードウェアの納期について】 仕様書 4 納入方法（※令和 9 年 3 月頃予定）

昨年末からの世界的な半導体供給不足の影響により、部材高騰や調達リードタイムの長期化が継続している状況です。このような状況を受け、仕様書に記載されている納入期日（令和 9 年 3 月）を過ぎての納品の可能性があります。

受注者単独でコントロール可能な裁量を超えるハードウェアの供給遅延が発生し、想定スケジュールに遅れが生じる場合は、都度協議とさせていただき旨を契約書に追記いただくことは可能でしょうか？

⑧【機器仕様書について】 別紙 1 機器仕様書

（特別）児童扶養手当システム用サーバ 内蔵 HDD について

・3.5 インチ、2.5 インチ、容量を満たせばどちらでも可で宜しいでしょうか？

回答事項

①契約書（案）第6条（契約内容の変更等）第3項及び第4項の規定に基づき、受注者は契約内容の変更を求めることができます。受注者からの要求があった場合、個別に必要な協議を行うこととなりますが、変更を保証するものではありません。

②機器更新に支障が生じない範囲であり、かつ受注者の責めに帰することができない事由による場合には、契約書（案）第6条（契約内容の変更等）第3項及び第4項の規定に基づき、受注者は契約内容の変更を求めることができます。受注者からの要求があった場合、個別に協議及び判断を行います。が、変更を保証するものではありません。

③代替品の提案をする場合は協議願います。なお、代替品採用の可否については発注者が性能、機能及び運用上の適合性等を確認のうえ判断することとし、事前承認のない仕様変更は認めません。

④契約書（案）第6条（契約内容の変更等）第3項及び第4項の規定に基づき、受注者は契約内容の変更を求めることができます。受注者からの要求があった場合、個別に協議及び判断を行います。が、変更を保証するものではありません。

⑤契約書（案）第6条（契約内容の変更等）第3項及び第4項の規定に基づき、受注者は契約内容の変更を求めることができます。受注者からの要求があった場合、不利益措置の対象の有無を含め、個別に協議及び判断を行います。が、変更を保証するものではありません。

⑥契約解除等の取扱いについては、契約書（案）の定めによるほか、協議による場合は、契約書（案）第6条（契約内容の変更等）第3項及び第4項の規定に基づき、受注者は契約内容の変更を求めることができます。受注者からの要求があった場合、個別に必要な協議を行います。が、変更を保証するものではありません。

⑦契約書（案）第6条（契約内容の変更等）第3項及び第4項の規定に基づき対応するため、契約書への追記は行いませんが、上記規定に基づき、受注者は契約内容の変更を求めることができます。受注者からの要求があった場合、個別に協議及び判断を行います。が、変更を保証するものではありません。

回答事項

⑧内蔵 HDD については、SSD であり、機器仕様書に定める容量その他の性能要件を満たしていれば、3.5 インチ又は 2.5 インチのいずれでも可とします。